

喜茂別町災害時受援計画

喜茂別町

《喜茂別町災害時受援計画更新履歴》

- ・令和 7年（2025年）9月策定

<目 次>

第1章 基本方針	4
第1節 本計画の目的	4
第2節 本計画の位置付け	4
第3節 国・北海道の動きを踏まえた受援体制	5
第4節 本計画の対象とする支援の範囲	5
第5節 受援に係る法的根拠等	6
第6節 本計画の適用	6
第2章 応援を受入れる上での心構えやポイント	8
第1節 躊躇のない応援の要請	8
第2節 災害マネジメントの重要性	8
第3節 応援職員等の受入れと管理・配置調整	8
第4節 業務を任せきりにしない(自らの判断による災害対応の実施)	9
第5節 応援には終わりがある	9
第3章 本町の受援体制	10
第1節 基本的な考え方	10
第2節 受援のための組織	10
第3節 受援要請の流れ	11
第4節 費用負担	12
第5節 長期化への対応	13
第4章 受援対象業務	14
第1節 想定される受援業務	14
第5章 感染症への対応	15
第1節 感染症への対応の必要性	15
第2節 感染対策	15
第3節 対策を講じる場所	15
第4節 受入れにあたっての依頼事項	15
第5節 感染症に関する情報共有	15
第6節 各業務における感染症対策	16
第6章 支援の受入れ	17
第1節 人的支援の受入れ手順	17
第2節 物的支援の受入れ手順	20
第3節 物的支援の確保	22

<目 次>

第7章 喜茂別町V Cの設置・運営	24
第1節 基本的な考え方	24
第2節 喜茂別町V Cの設置	24
第3節 喜茂別町V C運営の要請	24
第4節 喜茂別町V Cの業務	24
第5節 資機材等の確保	25
第6節 災害ボランティアの種類と活動内容	26
第8章 受援力向上に向けた長期的な取組	27
第1節 本計画の見直し・更新	27
第2節 相互応援（受援）体制の強化	27
第3節 災対本部体制等の研修・訓練等の実施	27
【様式集】	
・様式1 物資受払書	28
・様式2 ボランティア受付簿	29
・様式3 事務引継ぎ書	30
・様式4 受援状況報告書	31
・様式5 災害派遣要請について	32
・様式6 応援要請内訳書（職員派遣）	34
・様式7 応援要請内訳書（物資・資機材等）	35
・様式8 応援要請書（災害対策本部用）	36
・様式9 喜茂別町災害ボランティアセンターの設置要請について	37
・様式10 自衛隊部隊の撤収要請について	39
・様式11 物資内容表示ラベル	41
【協定一覧表】	42

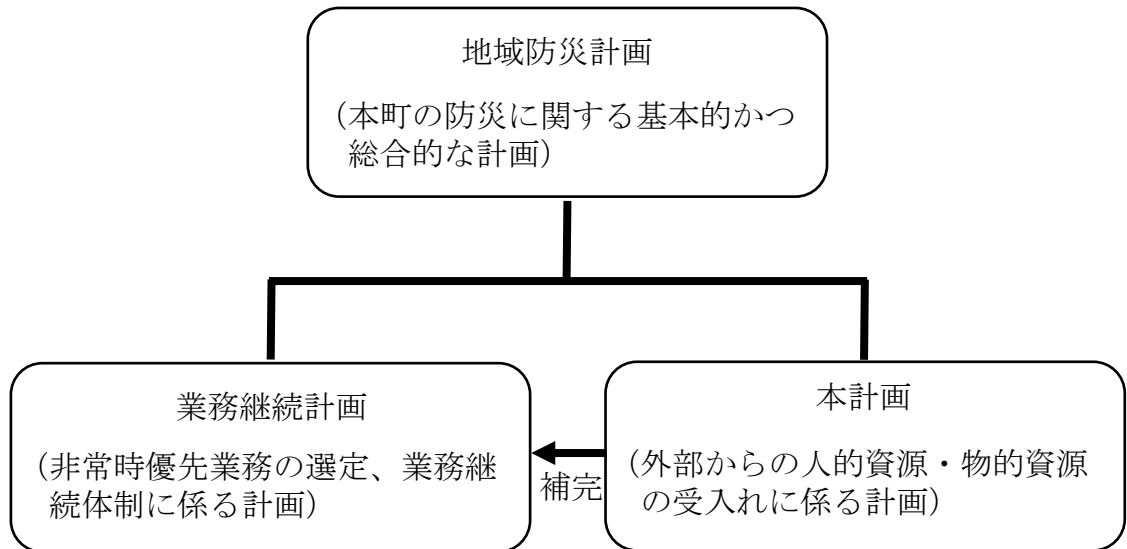
第1章 基本方針

第1節 本計画の目的

大規模な災害が発生した場合において、町は地域防災計画に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有する。しかし、被災地方公共団体は膨大な災害応急対策業務や被災者支援にも対応する必要があり、かつ、継続すべき通常業務にも対応しなければならないため、他の行政機関や民間企業、ボランティア等からの支援を受けることが極めて重要である。このため、喜茂別町（以下「本町」という。）における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明確にすることで、災害時に円滑に支援を受入れ、最大限活用し、災害からの早期復旧を図ることを目的に「喜茂別町災害時受援計画」（以下「本計画」という。）を作成した。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、喜茂別町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の下位計画であり、喜茂別町役場業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を補完する計画として位置付けるものとする。



第3節 国・北海道の動きを踏まえた受援体制

国は、平成28年12月に熊本地震に関する報告書を公表しており、「受援を前提とした災害対応体制整備を含めた市町村の大規模災害への対応力の強化」の必要性について提言した。平成29年3月には内閣府（防災担当）が「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定・公表し、道においても平成30年2月に「北海道災害時応援・受援マニュアル」を策定。また、胆振東部地震災害の検証から得られた知見や新型コロナウイルス感染症への対応などを反映し、令和3年2月に改正が行われ、更に、令和6年能登半島地震における応急対策職員などを通じて得られた知見を反映し、令和7年4月に改正が行われており、本町においても、国や北海道等からの人的資源・物的支援を円滑に受け入れるため、当該ガイドラインに基づく北海道との整合性を図りながら、本計画を運用していくものとする。

第4節 本計画の対象とする支援の範囲

本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とし、その範囲は、以下のとおりとする。

1 本町に人的支援を行うことが想定される団体等

- (1) 地方公共団体
- (2) 消防機関（緊急消防援助隊）
- (3) 警察機関（警察災害派遣隊）
- (4) 自衛隊（災害派遣部隊）
- (5) 国出先機関
- (6) 医療機関（保健医療活動チーム）

災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害派遣チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム

- (7) 災害時協定締結団体
- (8) ボランティアその他団体

2 本町に行われる物的支援の種類

- (1) 北海道からの物資（国からの支援を含む。）
- (2) 災害時における物資の供給に関する協定に基づく物資の調達
- (3) 救援物資

3 本町に行われる物流に係る支援の種類

- (1) 集積場所の運営
- (2) 輸送業務

第5節 受援に係る法的根拠等

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。

【応援要請の法的根拠】

種 別	要請先	要請内容	法的根拠等
人的支援	北海道知事	応援の要求及び災害 応急対策の実施	災害対策基本法 第68条
		緊急消防援助隊の応 援要請	消防組織法第44条 及び第44条の3
		自衛隊への派遣要請	災害対策基本法 第68条の2第1項
	他市町村長	応援要請	災害対策基本法 第67条第1項
	防災協定締結団体	協定等に定める事項	各種防災協定
物的支援 (物資供給)	北海道知事	物資又は資材の提供	災害対策基本法 第86条の16
	防災協定締結団体	物資の供給	各種防災協定

第6節 本計画の適用

災害発生時に人的資源・物的資源が不足する場合、本計画を適用し、応援要請を行う等受援体制を確立する。

1 適用要件

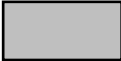
- (1) 管内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び本町に対して気象庁より大雨特別警報が発表された場合
- (2) 上記以外においても、管内において大規模な災害が起きたとき、または発生する恐れがあるときに、喜茂別町災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置した場合で、災対本部長（町長）、または代理者が必要と認めた場合

2 受援想定期間

外部からの応援主体の受入れ想定時期は災害規模、被災状況等にもよるが、概ね次の表のとおりである。

【応援の種類と受援想定期間】

応援の種類		期 間						
		発災から3時間程度	発災後3時間～12時間程度	発災後12時間～24時間程度	発災後24時間～3日程度	発災後3日～1週間程度	発災後1週間～1か月程度	発災後1か月
人的支援	警察・消防機関							
	自衛隊							
	医療機関							
	地方公共団体							
	協定締結団体							
	ボランティア							
物的支援	国プッシュ型							
	協定締結団体							
	地方公共団体							

凡例  : 受入れ想定期間

第2章 応援を受け入れる上での心構えやポイント

「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（内閣府令和3年6月）より災害時の短期応援における要請や受入れに係る心構えやポイントは次のとおりである。

第1節 躊躇のない応援の要請

近年の災害時の応援職員等の派遣要請の実態としては、被害状況を見通せず、要請する業務内容とその必要人員数が定まらないために、積極的に要請を行わないあるいは要請に遅れが生じるといった事例がみられる。

被災市町村の職員だけで災害対応を行うことは困難であり、被災市町村の職員に過度な負担を強いることもあることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく「躊躇のない応援の要請」を行うことが重要である。

第2節 災害マネジメントの重要性

災害対応業務には、将来を見通した予測・計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整の実施、業務の統制・管理等のマネジメント業務が不可欠であるが、災害対応の経験や知見がない職員のみでこれらを行うことは困難である。

このため、災害対応ノウハウのある道職員等や※総括支援チームの派遣をいち早く要請し、助言・指導を受けながら対応することが重要である。

※総括支援チームとは、被災市区町村の長への助言、被災市町村における応援職員のニーズ等の把握や、関係機関・総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援し、支援が必要な場合は、都道府県を通じて総括支援チームの派遣を要請することができる。

第3節 応援職員等の受入れと管理・配置調整

応援職員等が行う業務を明確にしておき、応援職員等が到着後、速やかに各業務に配置できるようにする。また、時間の経過や災害状況の変化等に伴い、要員の過不足が生じないよう、応援職員等が、どの業務に何人派遣されているのか、業務の進捗状況に応じて、要員の過不足が発生していないか、応援職員等の健康面に問題がないか等を把握し、適宜配置の調整を行う必要がある。

このため、受援対象業務をあらかじめ選定しておくとともに、災害時には、市町村全体の受援の窓口と各受援業務における業務担当者が、受入れに関する庁内とりまとめ、業務の進捗状況を把握するための調整会議等を開催することが重要である。

第4節 業務を任せきりにしない（自らの判断による災害対応の実施）

受援対象業務は応援職員等の意見・助言を尊重しつつ取り組むが、応援終了後は被災市町村職員が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしないことが重要である。

業務の意思決定は原則、市町村である。応援職員が撤収するまでに、業務の引継ぎによって知見の継承をしておくことが重要である。受援側が応援側に業務を任せきりにしたまま引継ぎもなく応援職員等が撤収してしまうと、受援側である被災市町村は業務をどう継続してよいか分からなくなり、また、受援側に経験が何も残らない。

そうならないためには、例えば、受援側と応援職員等とがパートナーになって共に業務を行う等、経験を共有する体制が重要である。

第5節 応援には終わりがある

短期応援の職員に頼ることなく、被災地の行政職員や事業者等で対応できるよう体制を整えていく努力が求められる。

そのためには、早期に応援を要請し、災害対応経験を有する応援職員等の助言を受けながら、被災市町村のみで災害対応業務ができるよう目指すとともに、応援職員がいる期間内に多くの人手を要する業務が終了できるようにする等、応援期間の終了時期を見据えて業務の見通しを立てていくことが重要である。

第3章 本町の受援体制

第1節 基本的な考え方

災害時の応援受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各班において主体的に判断、実施することとし、全体調整及び指揮命令を災対本部が行うものとする。

第2節 受援のための組織

1 災対本部の主な役割

- (1) 災対本部内の統括班に受援に関する全体調整を担当する受援係2名の設置を行う。
- (2) 受援係に想定される業務
 - ア 全体調整のほか、行政機関等への応援要請、町全体の受援状況を取まとめ。
 - イ 人的・物的資源のニーズ把握等の各班との連絡調整
 - ウ 各班のニーズに基づく人的・物的資源の調整、情報発信
 - エ 応援自治体との連絡調整に関する総合窓口
 - オ 人的・物的資源の申出の受付及び記録、管理
 - カ 定期的な全体調整会議の開催

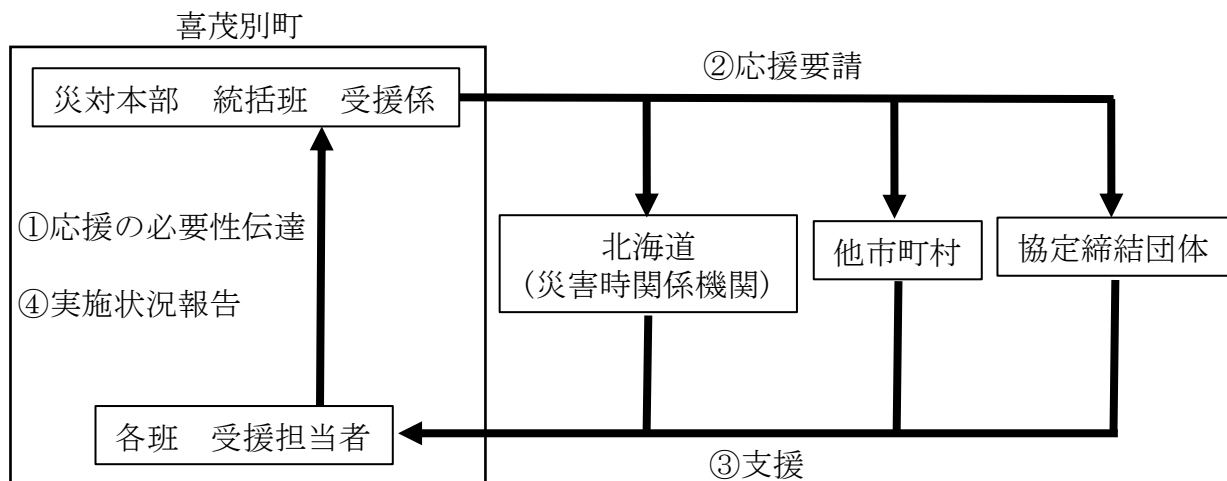
2 応援を受け入れる各班の受援担当者の役割

- (1) 応援を受け入れる各班に受援担当者を置く。
- (2) 各班の受援担当者に想定される業務
 - ア 業務における人的・物的資源ニーズを把握するとともに、受入れ状況を整理し、統括班の受援係との連絡調整を行う。
 - イ 応援職員等の受入れに関すること。
 - ウ 統括班の受援係、各班の受援担当者との連絡調整に関すること。
 - エ 応援職員等への連絡調整に関すること。
 - オ 応援職員等に対しての情報提供等の周知に関する事項
 - カ その他応援職員等へのサポートに関する事項

第3節 受援要請の流れ

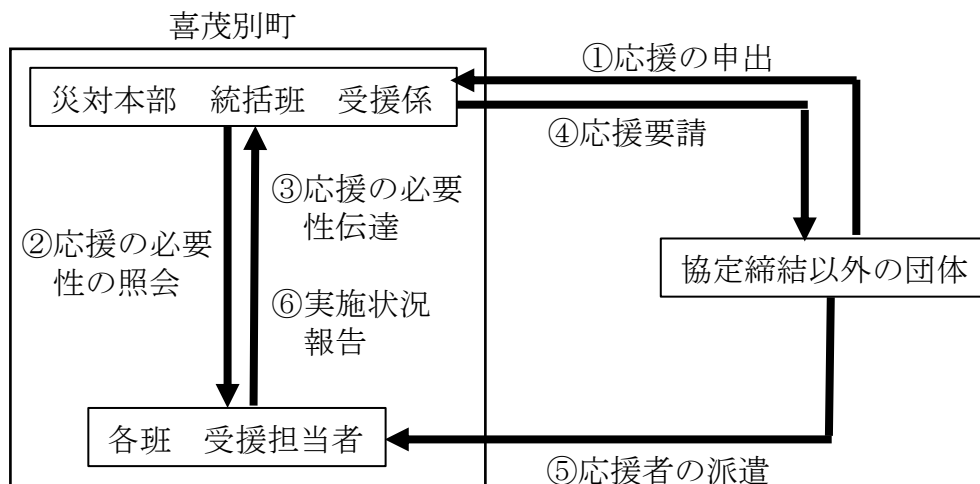
1 災害関係機関、他市町村、協定締結団体より応援を受け入れる場合

災害対策基本法に基づく応援は、基本的に統括班の受援係が北海道を通じて応援要請を行い、各班の受援担当者を通じて各班が受入れを行う。また、国の機関（自衛隊等）、協定締結団体からの応援についても、統括班の受援係が応援要請を行う。



2 協定締結先以外の団体から応援を受け入れる場合

相互応援協定等の締結先団体以外の自治体から応援の申出があった場合、受援係は庁内の受援実施状況を考慮し、応援が不足していると判断される場合は、各班に応援要請の必要性を照会して、必要と認められる場合は、応援を受け入れる。



第4節 費用負担

応援に要する経費の取り扱いについては、原則、本町が負担するものとし、応援協定に基づく場合は、それぞれの協定に定められているところにより支払う。
なお、災害救助法が適用された際の対象経費については北海道が支弁する。

【主な受援業務における災害救助法の対象経費】

応援・受援業務	要員・内容	災害救助法対象経費
災対本部支援	災対本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	1 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 2 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供与に係る食料費 3 仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費 他
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資以外(化粧品等)の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	1 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 2 車両の燃料費、高速道路通行料 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被災認定、り災証明書交付業務要員	※災害救助法に基づく応急救助ではないため
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※災害救助法に基づく応急救助ではないため

※災害救助法適用経費については、内閣府政策統括官（防災担当）による「災害救助事務取扱要領」を参考とする。

第5節 長期化への対応

長期間にわたる復旧・復興への取り組みを継続していくために、長期化の予想が見込まれた時点で、職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら対応していくこととするが、職員の全てが一度に入れ替わることがないよう、業務の持続性を意識したローテーションをとる。

その中で、本町職員でカバーしきれない部分については、応援職員やボランティア等の理解を得たうえで対応を依頼する。

第4章 受援対象業務

第1節 想定される受援業務

大規模災害時に非常時優先業務及び継続必要通常業務のうち、人的資源が不足する業務に早期に応援職員を受け入れ、配置する。また、各班は応援を受けて実施する業務をあらかじめ検討し、応援側に依頼する業務範囲、業務内容を可能な限り事前に整理する必要がある。

【想定される受援業務と担当班】

番号	事業名	担当班
1	避難所の運営業務	民生班、教育班
2	要配慮者の支援等業務	救助班
3	物資調達等業務	財政班、救助班、建設班
4	ボランティアの派遣要請、受入れ 配置業務	救助班
5	被災建設物応急危険度判定業務	税務班
6	被災宅地危険度判定業務	税務班
7	建物被害認定調査業務、り災証明 書の発行業務	税務班
8	災害廃棄物対策業務	民生班
9	保健衛生・救護業務	民生班、救護班
10	給水活動業務	給水班
11	上下水道の応急復旧業務	給水班
12	道路、河川、橋梁の応急復旧業務	建設班
13	遺体安置所の運営業務	民生班
14	応急仮設住宅供給業務	建設班
15	住宅応急修理業務	建設班
16	財政に関する業務	財政班

第5章 感染症への対応

第1節 感染症への対応の必要性

感染症の拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、避難所等での感染による災害関連死防止や円滑な受援業務の遂行のため、適切な感染症の拡大防止対策を徹底する必要がある。

第2節 感染対策

受援活動にあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場所）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努める。

第3節 対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、災対本部、避難所、救助活動拠点、物資の集積場所、ボランティアセンター、自衛隊宿営地等、人と人とが接触する可能性がある全ての場所であることに留意する。

第4節 受入れにあたっての留意事項

自治体職員等の受入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク、防護服等のPPE（Personal Protective Equipment：個人用防護）を持参するよう依頼する。

また、自治体職員に加えボランティア等に対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、責任者等に連絡の上、直ちに応援活動から外れるよう依頼する。

第5節 感染症に関する情報共有

適切な感染症対策を講じるため、国、道、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する。また、応援者が感染した場合に備え、連絡体制を構築する等、感染症に関する迅速な情報共有に努める。

ただし、感染者等に係る個人情報の取り扱いは、不当な差別、偏見が生じないよう十分な配慮を行う。

第6節 各業務における感染症対策

1 物資調達について

物資の受入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用に努める。ただし、マスク着用時は、熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する際は注意するものとする。

2 医療・保健活動について

原則として、PPE等の感染防止対策物品を持参のうえ、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。

3 高齢者や障がい者を支援する職員等について

感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する方が多く利用する社会福祉施設等において、感染症が発生すると重大な事態となる恐れがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設に応じた感染症対策を講ずる必要がある。

4 ボランティアや自治体応援職員等

派遣時の留意事項について依頼するものとし、感染症の状況によっては、受入れを見合わせることも勘案する。

【派遣時の留意事項】

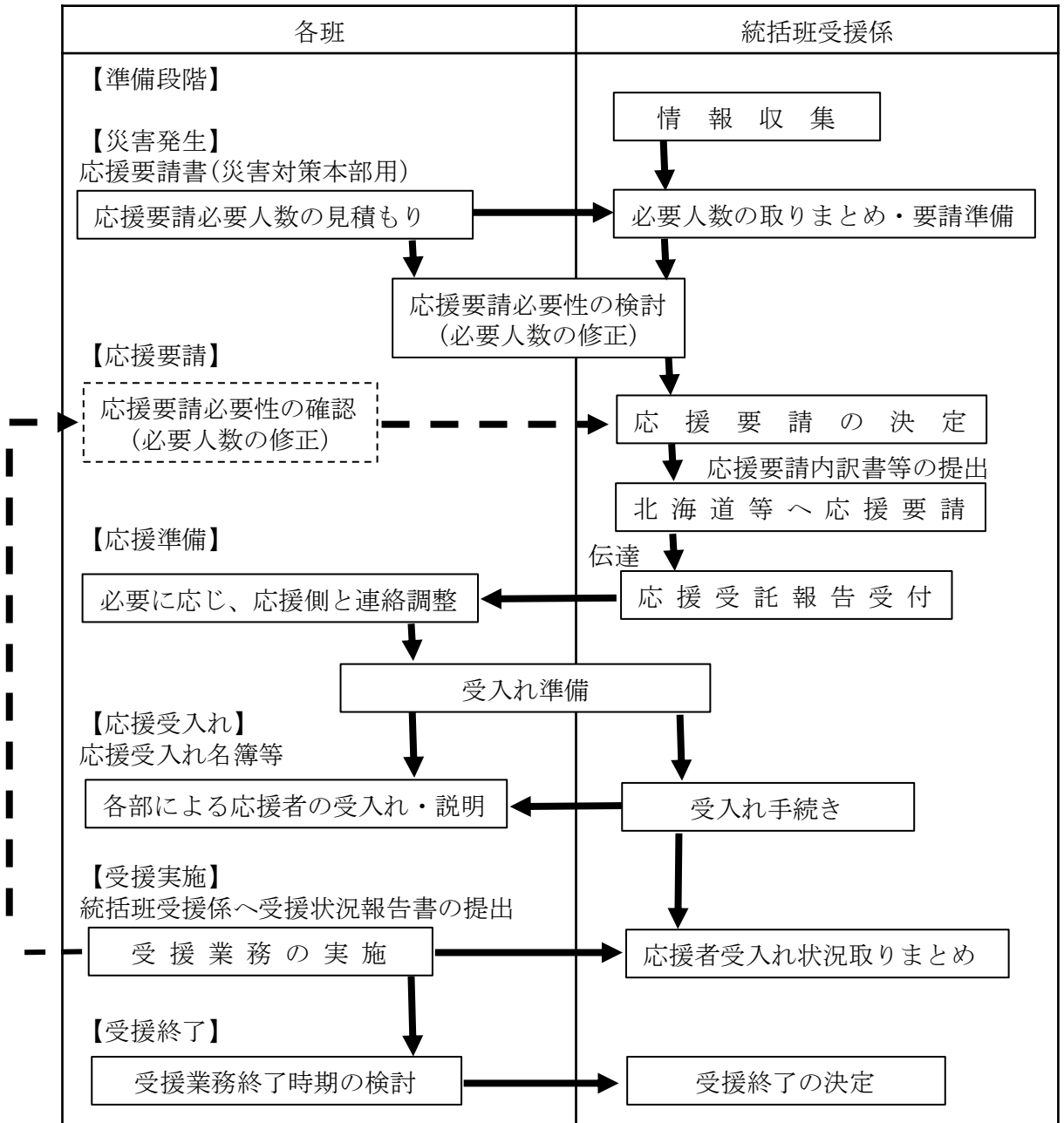
- (1) 感染リスクを十分に理解した上で、受入れ先の指示に従い、最大限の予防対策を実施しながら参加すること。
- (2) 感染症の状況によって受入れが中止、延期になることについて、ご了承ください。
- (3) 派遣されるまで健康管理に努め、体調不良や味覚障害などの異変を感じた場合、派遣を見合わせる。
- (4) 活動時に体調がすぐれなくなった場合は、直ちに応援から外れること。

第6章 支援の受入れ

第1節 人的支援の受入れ手順

災害発生直後から、復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要となる。そこで、災害発生時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の応援要請・受入れの手順や受入れに係る役割分担を明確化する。

【人的支援の受入れ手順フロー図】



1 準備段階

各班は、業務継続計画等を参考にし、大規模災害が発生した場合に応援職員等に依頼する受援業務、人的資源の見積り等を検討し、統括班受援係は、各班から伝達される応援要請内容等について事前に情報収集を行っておく。

2 災害発生時

(1) 応援要請の必要性判断

各班は、非常時優先業務の実施にあたって、人的資源の不足や、不足が想定される場合は、応援要請の必要性について判断する。

(2) 統括班受援係への伝達

各班の受援担当者は、内部の応援要請の必要性をまとめた上で、統括班受援係に伝達する。（ボランティア等については、「第6章 喜茂別町災害ボランティアセンターの設置・運営」参照）

統括班受援係への伝達は電話または口頭で行った後、「様式8 応援要請書（災害対策本部用）」の作成をもって行う。

(3) 応援要請

統括班受援係は、各班からの伝達事項に基づき応援受入れ先の割当てや人数を調整する。

北海道への応援要請については、上記の調整結果に基づき、災対本部会議において災対本部長が決定し、統括班受援係が「様式6 応援要請内訳書（職員派遣）」の作成をもって行う。

(4) 自衛隊の派遣要請

ア 災対本部は、3要件を総合的に勘案し、生命または財産を保護する応急救護及び応急復旧のために必要と判断した場合、自衛隊の災害派遣を決定する。

3要件：緊急性①、公共性②、非代替性③

(ア) ①状況からみて差し迫った必要性がある。

(イ) ②公共の秩序を維持する観点において妥当性がある。

(ウ) ③自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がない。

イ 災対本部の自衛隊の派遣要請の決定を受け、電話または口頭により後志総合振興局地域創生部危機対策室を経由して、道に依頼する。事後速やかに「様式5 災害派遣要請」を作成し、自衛隊の災害派遣を要請する。

なお、事態が切迫し要請する時間がない場合、若しくは通信の途絶等により道災害対策本部に要請の依頼ができない場合には、その旨及び災害状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合、通信の復旧後、速やかに知事に通知しなければならない。

3 応援準備

- (1) 応援要請後、統括班受援係は、各班の受援担当者からの伝達、調整結果に基づき、応援職員の人数や到着時期、携行品等の事項について、北海道や応援側団体と調整し、各班の受援担当者に伝達する。
- (2) 必要な資機材の準備
各班は、業務に必要な資機材を準備する。不足が予想される場合は、統括班受援係を通じて、応援側団体に持参してもらうよう依頼するとともに、北海道や協定締結団体等に要請する。
- (3) 応援拠点の確保
応援団体が活動する執務スペースについては、当時の状況によるが、喜茂別町健康増進センター2階の会議室等及び農村環境改善センター2階の2部屋を拠点に活用して確保に努める。宿泊場所、食料、飲料水、燃料等については応援団体で確保する。

4 応援受入れ

- (1) 受援状況の報告
各班の受援担当者は、応援職員を受入れ「様式2 ボランティア受付簿」、「様式4 受援状況報告書」の作成をもって適宜、統括班受援係へ報告を行う。
- (2) 報告の取りまとめ
統括班受援係は、受入れ状況の取りまとめを行う。
- (3) 業務内容の説明
各班は、応援職員に受援業務の内容・手順等について説明を行う。

5 受援実施

- (1) 応援職員との情報共有
各班は、応援職員に対し、業務のスケジュール説明、進捗状況の共有等、応援職員に必要とされる情報共有を行う。
また、必要に応じて被災者支援における要配慮者や女性の視点の重要性を伝えるよう努める。
- (2) 業務内容の変更等報告
各班の受援担当者は、業務量や必要人員を考慮し、必要に応じて応援職員の要請（応援職員の増減）や業務内容の変更を検討し、変更があった場合には「様式4 受援状況報告書」等の作成をもって統括班受援係に報告する。
- (3) 応援職員の交代
各班は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが実施されるよう、前任職員の「様式3 事務引継書」等の作成をもって後任応援職員との情報共有を行う。また、交代人員については、「様式2 ボランティア受付簿」の更新、「様式4 受援状況報告書」等の作成をもって統括班受援係に報告する。

6 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の連隊規模の部隊の派遣を受ける場合に備え、あらかじめ多数の車両、野外宿営天幕が展開できる場所を定める。

(1) 車両、宿营地及び資機材保管場所

ア 町所有の施設を提供する。

イ 当初の災害派遣部隊の集結場所として、喜茂別町民公園等を選定する。

(2) 作業計画の樹立

町は、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を災対本部会議前に樹立し、派遣部隊到着と同時に作業が開始できるように準備する。

(3) 派遣部隊到着後の措置

町は、関係班長及び派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、必要な措置をとる。

7 受援の終了

(1) 終了の判断

各班は、受援業務が終了する場合又は、業務に必要な人員が充足する等支援の必要性がなくなつたと認められる場合は、受援の終了を判断し、統括班受援係に報告する。

(2) 決定・実施

災対本部長は、統括班長からの報告を受け、受援の終了を状況判断し、決定する。

(3) 自衛隊部隊の撤収要請

ア 災対本部は、自衛隊部隊の災害派遣の目的を達成した場合またはその必要がなくなつた場合、自衛隊部隊の災害派遣の撤収要請を決定する。

イ 災対本部の自衛隊部隊の撤収要請の決定を受け、「様式10 自衛隊部隊の撤収要請」を作成し、後志総合振興局地域創生部危機対策室を経由して、道災害対策本部に提出する。

(4) 終了後、各班の受援担当者は「様式4 受援状況報告書」の作成をもって統括班受援係に受援の終了を報告する。

(5) 費用清算

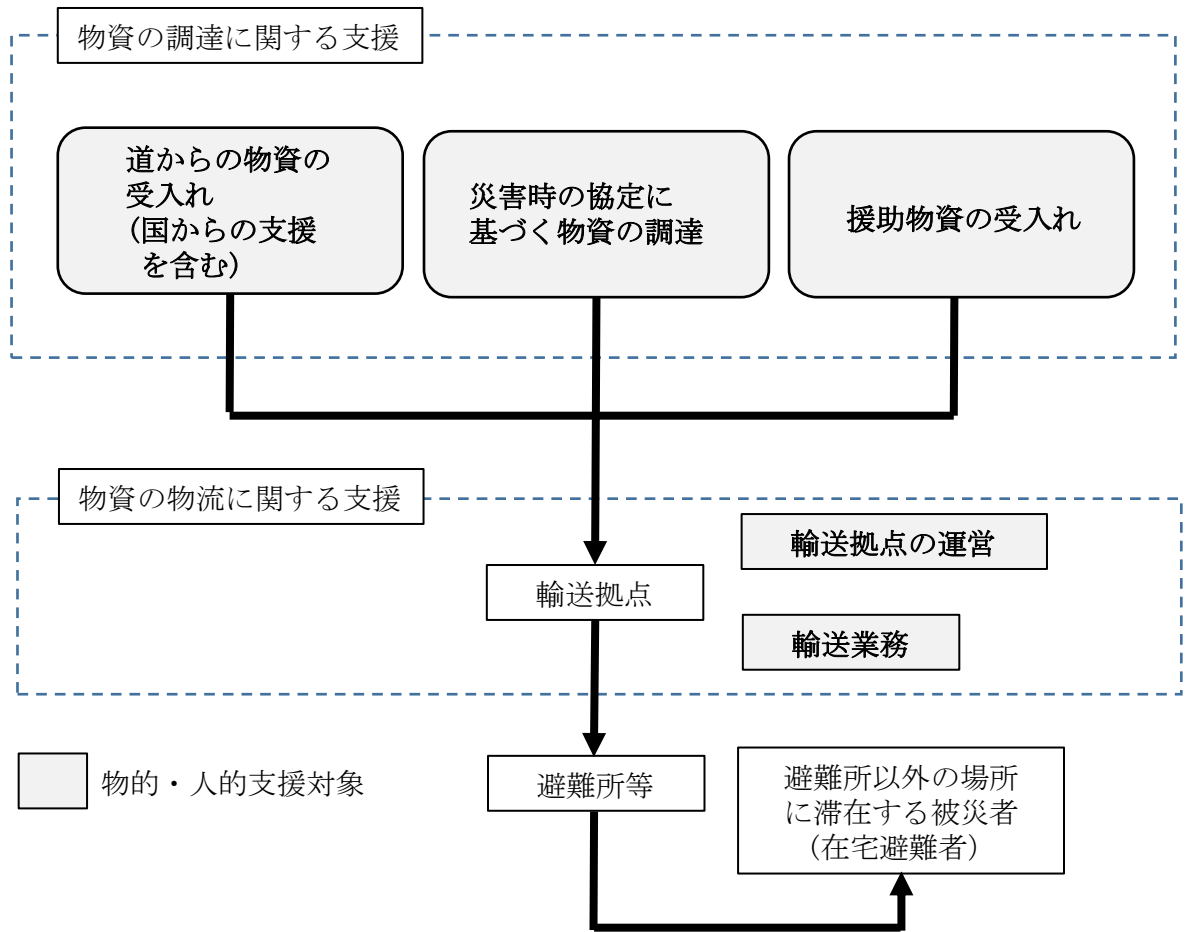
統括班受援係は、応援団体と調整の上、費用清算の手続きを行う。

第2節 物的支援の受入れ手順

1 本町では、災害用備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間を要する場合等において、物資が不足することが想定される。

また、過去の大規模災害においても、必要な物資の不足や集積場所に物資が滞留し、避難所への配送が滞る等の混乱が指摘されている。

2 災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について外部からの支援を受け入れる体制を整備する。



第3節 物的支援の確保

1 町備蓄品の活用

発災直後、住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが、災害規模や被災状況により避難所等に避難した住民に対して、備蓄庫に備蓄されている食料等の配布を行う。

2 協定等に基づく調達

統括班は、災害協定を締結している企業や団体からの物的支援提供及び発注による調達を行う。

3 北海道、自治体等からの支援

(1) 北海道、協定締結団体等に必要物資提供を要請し、調達する。（第6章第2節「物的支援の受入れ手順」参照）

(2) 必要とされる支援物資

ア 食料

(ア) 大規模災害発生時において、当面必要となることが想定される食料は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、妊産婦、乳幼児、障がい者、高齢者等で、食事の摂取や栄養確保が困難な者並びに食物アレルギーを有する者等に配慮する。

区 分	支援物資
主食用	米、おにぎり、パン、うどん、そば、乳児用ミルク(粉ミルク又は液体ミルク)、離乳食、インスタント食品、乾パン等
副食用	缶詰、レトルト食品、漬物、野菜等
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
その他	ミネラルウォーター等

(イ) 補足事項

- a 発災直後は、おにぎり、パン等すぐに食べられる食料を必要とする。
- b 避難が長期化する場合にあっては、避難所で自炊するための食材及び調味料を必要とする。
- c 副食物は、変質、腐敗等のしにくいものを必要とする。
- d 賞味期限又は消費期限がある食料については、当該期限が概ね1ヵ月程度残っているものとする。

イ 食料以外の支援物資

大規模災害時に必要となることが想定される食料以外の支援物資は、概ね次のとおりである。なお、調達に当たっては、医療機器が必要な者、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等要配慮者等に配慮するとともに、女性用品等性別の違いにも配慮する。

区 分	支援物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	段ボールベッド、タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、運動靴、サンダル、傘等
炊事用具	なべ、炊飯器、コンロ、ガス器具等
食器	割箸、紙皿、紙コップ等
日用品	紙おむつ（乳幼児、小児用、大人用）、石鹸、ティッシュ、トイレットペーパー、歯ブラシ、生理用品等
光熱材料	懐中電灯、乾電池、マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス等
衛生用品	マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ等
熱中症対策用品	扇風機、スポットクーラー、ネッククーラー、アイスネックリング
その他	パーテーション、ポップアップテント、医薬品、暖房器具、カイロ等

4 個人等からの義援物資

不特定多数からの義援物資等は、仕分け作業、在庫管理等に多大な労力及び時間を要するため、原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を広報する。

5 物資集積拠点場所の選定

- (1) 第1物資集積拠点 喜茂別中学校校舎
- (2) 第2物資集積拠点 喜茂別小学校校舎

第7章 喜茂別町V Cの設置・運営

第1節 基本的な考え方

本町では、地域防災計画の中で、災害時のボランティア活動が円滑に展開し、被災者支援や復旧活動が速やかにできるよう、災害ボランティアセンター（以下「災害V C」という。）を設置することと定めており、災害時には喜茂別町社会福祉協議会（以下「喜茂別町社協」という。）に設置を求めることを定めている。

設置、運営については、喜茂別町社協との「喜茂別町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」、また、喜茂別町社協が定める「喜茂別町災害ボランティアセンター運営設置マニュアル」の内容に基づき行うものとする。

第2節 喜茂別町V Cの設置

大規模災害発生時において、災対本部が災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、喜茂別町社協と協議の上、喜茂別町V Cを設置する。

また、災害の状況に応じて、設置場所及び設置施設等について、その都度協議し、決定するものとする。

第3節 喜茂別町V Cの運営の要請

喜茂別町V Cの運営を要請するときは、喜茂別町V Cの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。文書については、「様式9 喜茂別町ボランティアセンター設置要請書」参照。

第4節 喜茂別町V Cの業務

喜茂別町V Cが行う業務

- 1 災害ボランティア（本町と災害ボランティア等に係る協定を締結しているものを除く。）の受入れ及び活動指示等に関すること。
 - (1) 被災者ニーズへの対応
ニーズの受付、相談、被災世帯調査、潜在ニーズの発掘等
 - (2) ボランティアのコーディネート
ボランティアの募集、円滑なボランティア活動への配慮（受付、オリエンテーション活動調整、安全・健康管理等）
- 2 その他、ボランティア活動を支援するために必要な業務

第5節 資機材等の確保

喜茂別町社協と協力して喜茂別町V Cの運営に必要な物資及び活動場所等の確保を行う。

1 災害V C設置のために必要な資材

資 材	用 途
机・椅子等	事務用
固定電話、F A X等	外部との連絡手段
インターネット回線	ホームページの運用、メール等の利用
ホワイトボード・掲示用ボード	情報連絡、依頼等の貼り出し
コピー機・印刷用紙	紙媒体による情報の印刷
筆記用具・事務用品	コーディネート時などには付箋等も有効に活用
パソコン・プリンター	広報の作成、データー処理、ホームページ
ハンドマイク	全体会議での説明時に使用
腕章・スタッフジャンパー、 ネームプレートなど	役割などの識別用に使用
住宅地図・広域地図	被災地情報整理、ボランティア用など
ガムテープ（布）	名札として使用することも可能
T V・ラジオ等	情報収集用
非常食・飲料水、救急セット	災害直後の泊り込み等に備えて3日分程度
発電機・照明	停電時の対応、夜間照明
寝袋	泊り込みのスタッフ用

2 ボランティア活動に必要な資材

軍手・ゴム手袋	復旧に関わる大部分の活動用
スコップ・ほうき・バール・ 一輪車など	活動内容に合わせて準備する。水害時にはバケツや雑巾、土嚢袋なども必要
飲料水・栄養補助食品	基本的には個人で持参することが望ましいが、炎天下などの状況によっては配慮が必要

第6節 災害ボランティアの種類と活動内容

喜茂別町における、災害発生後の災害ボランティア等の受入れの基本的活動を示す。

【一般ボランティアと専門ボランティアの活動領域】

ボランティアの種類	定 義	活動内容例
一般ボランティア	専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行うボランティア	1 がれき撤去 2 被災家屋等の清掃 3 物資の配布、輸送 4 炊き出し、食事の提供 5 情報連絡
専門ボランティア	専門的な知識及び技術を必要とする災害救援活動にあたるボランティア（医療従事者、応急危険度判定士、外国語通訳、社会福祉士 等）	1 相談・メンタルケア活動 2 外国語の翻訳や通訳 3 医療・応急救護・衛生救護 4 応急危険度判定 5 要配慮者支援

第8章 受援力向上に向けた長期的な取組

第1節 本計画の見直し・更新

本計画は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して、国や道の新しい制度や知見、情勢の変化、マニュアルの改正等に伴う修正を行い、見直しをする。その習熟のために、既存の防災に係る各種計画やマニュアルにも受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。

第2節 相互応援（受援）体制の強化

大規模災害時には、行政の力だけですべての事態に対応することはできない。また、民間事業者には、専門的な対応力や機動力によって、被災者の細かいニーズに対応できる力があり、その力を最大限活用し、行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。

また、大規模災害時において、円滑に支援を受けられるように、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。

相互応援協定の締結に当たっては、近隣の民間事業者や市町村に加えて、大規模な災害時による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定も考慮する。

第3節 災対本部体制等の研修・訓練等の実施

今後、更に受援力の向上を高めていくためには、各関係機関を巻き込んだ研修や訓練等が重要となる。研修においては、大規模災害に対する職員としての心構えや責務、災害時に取るべき対応、タイムライン、町の体制等についての確認や防災に係る各種マニュアル等の内容について周知を行い、訓練においては、より実践的に災害を想定した、発災前からの各班の災害応急対策業務、連絡体制、災害対応、避難所の設営等の実施訓練を行う必要がある。研修や訓練の実施により応援を必要とする業務を顕在化し、特に応援職員の視点で業務フローや本計画の見直しに努める。